

ワーカーズ

<http://www.workers-net.net/>
[mail workersnet@workers-net.net](mailto:workersnet@workers-net.net)

毎月1日・15日 発行1部150円 半年2000円(郵送)
郵便振替 00180-4-169433 (ワーカーズ社)

2015/5/1 535号

今号の内容

- ・アベ戦争法案——これからが正念場だ ②③
- ・色鉛筆……認定子ども園の現場より ③
- ・出口のない？日銀リフレ路線 ④
- ・「なんでも紹介」……翁長知事「辺野古に基地は絶対に造らせない」 ⑤
- ・エイジの沖縄通信・NO9 ⑥⑦
- ・辺野古新基地建設の埋立土砂問題 ⑥⑦
- ・コラムの窓……誇張とごまかしの安保法制与党協議 ⑦
- ・大阪市を廃止・分割する大阪都構想に反対！ ⑧⑧
- ・編集後記 ⑧⑧



3/22日、安倍政権の政策反対を訴える大規模集会（東京・日比谷公園）で「安倍政権NO」と書かれた紙を掲げる参加者。

暴走安倍政権を止めよう 今こそ力を合わせて立ち上がろう

■ 安倍政権の暴走が止まりません

アベノミクスはこの二年間、労働所得の低下しかもたらませんでした。

大企業を中心に、史上空前の経常利益を上げる一方、労働者の給与は、二十二年連続低下が続いています。この二年間に起きた三％の消費税増税と約一％のインフレに賃上げが追い付いていないためなのです。政府調べでも、今春闘は0・五％のベースアップです。今からでも、労働者の団結と闘いが必要となっています。

しかし、安倍政治のヒドサはそれにとどまりません。沖縄辺野古では新軍事基地の建設を、沖縄県民の必死の反対を無視しつつ強行しています。消費税増税にもかわらず医療社会保険のサービスの低下を目指しています。

T P P交渉も秘密裏に国民の目から隠しながら強引に妥結に持ち込もうとしています。他方では、被災地の支援が滞っています。さらにフクシマでの放射能漏れが続く中、「放射能安全神話」を振りまき、他方では原発輸出を推進し、福井地裁の「差し止め」判決が出たにもかかわらず原発再稼働にまい進しています。

さらには今国会では、戦争立法を強硬する構えです！

■ 米軍とともに戦地に登場する「日本軍」

去年七月に「集団的自衛権」を自民党・公明党は閣議で「容認」決定をしました。今国会では、この集団的自衛権を具体化する法案が多数準備されています。

「国際平和支援法」「重要影響事態法」「存立危機事態法」など、聞きなれない意味不明な法案がそれです。

「安全保障」「平和」を謳いながら、実態は中東地域やアフリカ、中央アジア、そしてフィリピンなどの東南アジア等々世界のどこでも、米軍などとともに戦争行動に参加するということです。従来あいまだった「非戦闘地域」という限定条件も投げ捨てられようとしています。戦闘中の武器弾薬の支援、機雷の除去などは、それ自体が戦争行為です。「敵」に攻撃された場合や「米軍や住民の警護」として武器の使用が公然と認められています。

しかし想起しましょう。ベトナム戦争、イラク戦争、シリア内戦、アフガン、リビア・外国軍隊が介入して「平和」が達成された例などあるのでしょうか。

軍需産業と右翼政治家の利益や野望のための戦争に断固反対しましょう。戦争立法を阻止しましょう！

(文)

アベ戦争法案

これからが正念場だ

安倍首相が主導した集団的自衛権の行使容認を反映する安保法制づくりが、再開された自民公明の与党協議で合意した。中身はいえ、これまでの自衛隊の活動を地域的にも行動内容も大幅に拡大するものになっている。

与党は5月15日の法案提出を見込んでいる。戦争を招き寄せる安保法制を封じ込める闘いは、まさにこれからが正念場を迎える。

◆戦争遂行法案

4月21日に、自公の与党が事実上合意した安保法制。24日までに関連する10本の安保法制の条文案も了承した。与党は5月11日に正式合意するという。その内容は、これまでの自衛隊活動の範囲と内容を大きく拡大するものになっている。

ここでは、日本が攻撃されていなくとも米国などへの戦闘支援を可能にする「存立危機事態」という概念をひねり出した「武力攻撃事態法」の改正、テロ対策などの特措法を恒久化する「国際平和支援法」の新設、日本周辺という事

実上の地理的制約を取り払い、米軍以外への支援も想定した「重要影響事態法」改正、国連以外にも協力を拡大し、敵対勢力の殲滅作戦も可能にするPKO協力法の改正などだ。

これらの内容を見れば、自衛隊の活動を地球規模に上げ、戦争継続中の戦闘行為も可能にし、さらに自己防衛だけでなく武力による先制攻撃まで可能にするような内容になっている。ひとこと言えばまさしく「戦争遂行法」とも呼べるようなものだ。これまで武力行使をしないで済ませてきた自衛隊、ひとりの戦死者も出さずにきた自衛隊は、新たな「英霊」をつくる戦争当事国となる可能性が格段に高くなる。

自公協議は、公明党が主張する「歯止め」としての国会の事前承認を一部受け入れる形で決着し、「国際平和支援法」では例外なき事前承認が明記され、他の武力攻撃事態法などでは原則事前承認になった。が、与党が圧倒的な議席を有する現状では、国会承認など歯止めにもならないことは明らかだ。政権や党に逆らってまで反対

の意思表示できる与党議員などいるはずもなく、国会が否決するなど期待すべくもないのが実情だからだ。

それにしても自公の与党協議は、はじめから茶番でしかなかった。協議そのものが通過儀礼的なものでしかなかったからだ。実際、公明党の山口委員長は、協議のはじめから「政策的な違いだけで連立離脱などとはどう考えても考えられない」と、はじめから容認ありきの腰砕けだった。それを見越していた自民党は、押せ押せドンドンで攻勢的だった。与党協議は、公明党が歯止め議論のテーブルに乗った時点で着地点は決まっ

たも同然、しかも国会承認などという歯止めにもならないものだけがアリバイとして残されただけだった。公明党とすれば、与党利権の確保のため、与党に名を連ね

ていることで自民党から形ばかりの譲歩を引き出し、それを口実として党員や党の支持者に自民党案を受け入れさせること、ひいては国民、有権者に押しつける役割を果たしたという意外にない。

◆戦前回歸

昨年7月の閣議決定以降、安倍首相は、自分の思い描いている国家中心の軍事強国づくりへの野望を隠さなかった。

集団的自衛権の行使容認という武力行使を現実のものとする安保法制は、安倍首相がかねて唱えてきた、戦後政治からの脱却、という、戦前回歸に通じる政治路線の核心をなすものだった。安倍首相は、あの敗戦の結果、武力を削がれ、その行使もがんじがらめに縛られている現状や、侵略戦争の結果として中国や韓国にいつまでも反省やお詫びを強いられる日本の現状に我慢がならなかった。それを「戦後政治からの脱却」という旗印の下



果として中国や韓国にいつまでも反省やお詫びを強いられる日本の現状に我慢がならなかった。それを「戦後政治からの脱却」という旗印の下

で戦前回歸という野望を実現したい、ということなのだ。

安倍首相は、安保法制づくりと移行して、その真意を内外にアピールする「70年談話」を出すという。内容は、中国や韓国に対する謝罪とお詫びの姿勢は終わりにした、未来志向の「積極的平和主義」を語るといふ。いはば、反省と謝罪から、武力も含む対決姿勢へ回歸するという対外的メッセージだ。これらの背景には、安倍首相の歴史認識がある。「侵略」という概念は国によって違う」という発言から読み取れるのは、中国や韓国は侵略戦争だといっているが、日本からみれば自存自衛のやむを得ない戦争だったのだ、というわけだ。甚大な被害を余儀なくされた相手国の立場をないがしろにする安倍首相の自己中な歴史認識からすれば、あの戦争は侵略戦争ではなかったし、戦後日本の現実、本来見たくないもの、あつてはならないものだった。それが、戦後政治からの脱却、という旗印に露



安保法制と党協議会での公明党の北側一雄副代表と右隣は自民党の高村正彦副総裁

◆反撃を開始しよう

アベ自民党は、戦争遂行法案づくりに暴走しているが、それに併せるかのように言論統制を強めている。

最近では昨年11月にTBSの街頭インタビューやテレビ朝日の報道ステーションのアベノミクス報道を批判した。それらを受けた民法テレビ局への「公平中立要請」という圧力も加えた。また今年の4月17日には、テレビ朝日などを自民党本部に呼びつけた。偏向報道だという理由からだ。要は、安倍首相は自身や自分がめざ

している政治への批判が許せないのだ。昨年来の「朝日新聞たたき」から続くアベ自民党によるメディア統制が、いまでも続いているのだ。

安保法制に見られる安倍首相の軍事優先政治、政権への批判を許さない言論封殺、これらはセットなのだ。いうまでもなく、一昨年の特定秘密保護法も、同じような発想から出てきたものだ。安倍首相の戦後政治からの脱却とは、反対勢力や言論活動を封殺する警察国家、統制国家と不可分なのだ。

安倍首相のそうした政治は、憲法改定の野望に収斂される。国家中心主義、軍事優先政治を内容とする自民党の改憲草案をみれば、それが明らかだろう。安倍自民党は、その憲法改定で「段階方式の国民投票を打ち出している。国民・有権者を「飼い慣らす」というアベ自民党の思惑は跳ね返していく以外にない。

安倍首相の強気な姿勢は、株価に象徴される景気動向と政権基盤のバロメーターになっている内閣支持率の動向に依存している。第二次政権発足後、それらは漸減傾向にあるとはいえ、いまだ内閣支



持率は4割台を維持している。ただ、戦後史を逆流させるアベ安保法制を、官制相場で維持されている株価をはじめとする景気動向、すなわち毎日の暮らしのレベルで容認して良いのだろうか。日常の生活に汲々としている間に、後戻りできない時代が到来しないとも限らない。

4月、「子ども・子育て支援制度」が始まり、私の働いている保育園が認定こども園になった。市内の公立の幼稚園と保育園全てが認定こども園に移行した。同じ地域の幼稚園と保育園の名称が同じ場合、幼稚園は「〇〇こども園」「保育園は「〇〇中央こども園」と統一された。なんと分かりにくい名称で、一般の人には分かりづらくて混乱するだろう。

こども園になって1ヶ月、4月は新年度になり子ども達も職員達も新しい環境で慌ただしい毎日を経験している。今まで私達は、幼稚園教諭や保育士と呼ばれていたが4月からは「保育教諭」となった。私が資格を取った頃は「保育」だった頃、男性保育者が

増えてきて「保育士」にかわりやつと慣れてきたら「保育教諭」・・・熟年保育士には大変だ。あつ！違う熟年保育教諭でした。こども園は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持っていることを原則としているが、施行後5年間はいずれかを保持していれば「保育教諭」となることができる

修も今までのものはそのまま続け、新たに幼稚園がやっていた研修に保育園が入っていくようでもたまたま仕事が増えていくようだった。子ども達の中に、「保育標準時間」認定（最長11時間／日）と「保育短時間」認定（最長8時間／日）があつて、保育短時間の子どものお迎えが遅くなったなら超過料金を取ることになりそのチェックもしなくてはならなくなった。開園時間は30分早くなり保育時間は長くなって、幼い子ども達から目を離すことができなく命を守るという責任があり、早番遅番の交代勤務もあるので時間内には仕事が終わらず、毎日サービス残業

や持ち帰り仕事をしなくてはならぬのが現状だ。このうした激務の割に処遇が悪く私のような非常勤職員は安い給料で使われている、

色鉛筆

認定こども園の現場より

また、書類の書式が変わったり提出書類も増えて仕事が増え、研

市立幼稚園 (平成27年3月31日まで)	市立認定こども園 (27年4月1日から)		市立保育所 (平成27年3月31日まで)
	幼稚園から移行する園	保育園から移行する園	
受け入れる子ども(年齢)	制限なし (3歳～5歳)	1号認定 (3歳～5歳) 2号認定 (3歳～5歳) 3号認定 (西暦6か月～2歳)	両園の役割などにより、保育が必要なお子(西暦6か月～)
休園日	土曜日、日曜日、春・夏・冬休み	日曜日、土曜日、年末年始、春・夏・冬休み期間の休業なし	日曜日、年末年始
開園時間	おおむね8:30～14:00 (敷設時間4時間)	おおむね7:00～18:00 (保育8時間、3歳以上はうち教育4時間) (延長保育実施園は7:00～19:00)	おおむね7:00～18:00 (延長保育実施園は7:00～19:00)
利用時間	同上	1号認定：おおむね8:30～14:00 2・3号認定：開園時間内で、保育を必要とする時間	開園時間内で、保育を必要とする時間
実施内容	学校教育	学校教育(3歳以上)及び保育	保育
入園手続	希望する園に申込	希望する園又は市区所に申込(認定申請)	希望する園又は市区所に申込

出口のない？日銀リフレ路線

■安倍政権がはまりこんだQOEⅡ「金融緩和策」の泥沼

すでに「ロイター」などの報道では、民間大企業でも、日銀黒田さんの量的緩和政策が景気対策として効果が乏しい、財政赤字の巨大化など副作用が大きいと疑問の声もある。（大企業は、資産運用でしこたま儲けたでしょうが、副作用ゆえにいつまでも続けるべきではないという。）

一方、労働者の今年のベアが政府調べでも、0・5%にとどまった。消費税増税の上にインフレで実質所得は22か月連続低下です（厚生労働省）なので、ただちに日銀のインフレ促進策を中止すべきだ、といったいわけです。ところが、もはや後戻りは難しい、という議論も出てきた。どんな意見だろう。

【ロイター4・14】

「インタビュール：QOE「後戻りできない政策」にも＝福田・東大院教授」

QOE（量的・質的金融緩和策）の現状に日銀法（第 5 条）違反の懸念があり、政府との齟齬も目立つとはいつても「この日銀の政策

「出口はどこだ」ーバブルの行く末

ここからが、本題です。

なんども指摘してきましたが、日銀＝リフレ派の金融大緩和策は、景気上昇をもたらしていませんでした。

そのかわり、金融市場のうわべの活況を作り出しました。みえみえのバブルです。二万円程度まで上昇した日経平均株価ですが、危うさそのものです。

この株価の膨張は、現実の景気がむしろ悪く、企業に滞留する資金や、日銀の大緩和政策の資金が流れ込んだ面が強くなると思います。仮に現在が好景気であれば、実需が拡大し資金需要も拡大するのですが、その真逆の「余剰資金の運用」なのです。そのための株高です。

それらを導いたのが「官制相場」というやつです。GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）7・1兆円、共済年金（公務員等の年金）が3・4兆円、かんぽ生命が3・4兆円、ゆうちょ銀行が10・3兆円、日本銀行が3兆円の合計27・2兆円あるとか（U

政法第五条違反も言えば？

そもそも日銀法第二条（通貨及び金融の調節の理念）とは。

「本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。」

福田教授ご指摘のように、たしかに日銀の、恣意的な2%目標設定も問題だし、現実には1%に上がったたり0%へ下がったりだ（消費税増税分を除いて）。けれども、けしからんというのは、そうだろう。しかし、「日銀の不法行為」を言うのであれば、財政法第5条違反の問題を強く言うべきではないのか。ほかでもありません「国債の日銀引き受け」の問題です。

そもそも、安倍首相が政権に就くきっかけとなった12年末の衆議院選挙前に、自らの政策にデフレ対策として「国債の日銀引き受け」をぶち上げました。これは誰でも知る「禁じ手」。さすがに当時の野田首相から反駁を受けてしまったんだがありましたね。それでは財政法第5条とは。

「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金金の借入については、日本銀行からこれを借り入れ



「失敗と言われる謂れはない」しどろもどろ会見の黒田日銀総裁

てはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」

『日本銀行における国債の引受けは、財政法第5条によって原則として禁止されています（これを「国債の市中消化の原則」と言います）。これは、中央銀行がいったん国債の引受けによって政府への資金供与を始めると、その国の政府の財政節度を失わせ、ひいては中央銀行通貨の増発に歯止めが掛らなくなり、悪性のインフレーションを引き起こすおそれがあるからです。そうすると、その国の通貨や経済運営そのものに對する国内外からの信頼も失われてしまいます。これは長い歴史から得られた貴重な経験であり、わが国だけでなく先進各国で中央銀行による国債引受けが制度的に禁止されているのもこのためです。』（日

翁長知事「辺野古」基地は絶対に造らせない

前号の沖縄通信に4月5日菅官房長官との初会談での、翁長知事の発言全文が紹介されていたが、4月6日の琉球新報には、両者の発言の全文が載っている。また17日の、安倍首相との初会談での両者の発言要旨については、その翌日の東京新聞が詳しい。

全国大手メディアが沖縄報道をしない中、政府側の一方的な、時に事実をねじ曲げた内容の報道ばかりだったのが、今回の二つの会談の報道によって沖縄の真意、そして政府側のボロが露わになったのではないかと思う。菅氏・安部氏の発言内容は、壊れたレコードのようにワンパターンで、その思考の浅さを露呈している。対する翁長知事は、戦後70年わたる沖縄の苦難の歴史を踏まえ、その未来を見据えた揺るぎない考えをきっちり述べている。

なんでも紹介

安倍首相との会談では官邸側により、公開は各々の発言2分づつで4分と制約され、翁長知事が重い基地負担について「こんな理不尽なことはない」との発言中に、官邸職員が報道陣を退

5月下旬に予定している翁長知事の訪米前に、米紙に意見広告を載せるなど様々な取り組みが計画されている。基金に賛同の方は下記の振り込み先に、是非お寄せ下さい。

話が脱線するが、4月22日東京新聞の28面「こちら特報部」に、「恥ずかしいです・・・麻生さん」との見出しでこんな記事があった。

「会見でA I I B（アジアインフラ投資



本銀行ホームページ：「おしえて日銀」より）

安倍首相が、はしなくも暴露してしまつたように、彼にとつては「国債の日銀引き受け」も「市中国債の日銀買い取り」も区別がないのです。ここで大切なことは首相が無知であるということよりも、実際ににはこの両者は大規模に実施すれば結局同じことなのです。だから、つい「うっかり」口が滑つただけなのです。

日銀による国債の直接引き受けが安易な放漫財政に帰着し、国家財政を破たんに導くというなら、現在の「量的・質的緩和策」（年間八十兆円も国債を買い続ける政策）が、同様に国家財政の放漫を（すでに十分放漫ですがさらに）加速し破たんをもたらし可能性を高めるのは明らかでしょう。

国家財政法の趣旨からしても、QOEⅡ「金融緩和策」が「日銀直接引き受け」ではなく「間接引き受け」だから問題がない、言い訳は通用しないでしょう。両者の政策は、結果としてはだれが見ても同じでしょう。『デフレ対策のためだ』といつても何も事情は変わりません。国家財政規律の崩壊へと導きうる、危険な道なので

去年七月に憲法が閣議決定で事実上変更されたり（集団的自衛権承認）することも含めて、国民も議会も手くの無視です。一内閣の

基金の振込先（店番号・口座番号）は次のとおり。送金先はいずれも「辺野古基金」

- 沖縄県労働金庫県庁出張所 953 3406481
- 琉球銀行県庁出張所 251 1859200
- 沖縄銀行県庁出張所 012 1292772
- 沖縄海邦銀行県庁内出張所 102 0082175
- ★ ゆうちよ銀行 店番号：708 口座番号：1365941

問い合わせは基金事務局の金秀（かねひで） 本社TEL 098-868-6611

銀行）について質問をした香港メディアのベテラン記者（女性）に対し、なぜか麻生氏は『ハハハ』と笑い出し、記者クラブの日本人記者たちも追従するように笑つた」その後、挑発・すり替え・突き放す発言をし、まともに答えなかったと言う。『やりとりはネット交流サイト（SNS）を通じて発信され、世界中で物笑いの種になっている。』と言うもの。いやはや安部お友達内閣の面々のお粗末さにあきれて、そして「取り巻きの日本メディアも、重い機能不全に陥っていることにぞっとする。」（澄）

辺野古新基地建設の埋立土砂問題

★はじめに

今、辺野古沖の大浦湾では埋立本体工事にむけて大型台船による海底ボーリング調査が進められている。海上では、市民の抗議船やカヌー隊に対する海上保安庁による暴力的な拘束が相変わらず続いている。4月より海保の職員が入れ替わり、その新しい海保メンバーによる暴力行為が今まで以上にひどいと言っ

必要となる。今回は、この埋立土砂問題を報告する。

1. 沖縄防衛局 辺野古埋立工事契約6件、計415億円を公表！

沖縄防衛局は4月20日まで、辺野古への新基地建設で埋立本体工事としては初めてとなる工事契約6件の締結を公表した。沿岸部に護岸をセツトするための「中仕切り岸壁」や「重締め切り護岸」の新設などで、契約額は合計415億円。

- ◆大成建設、157億6千万円（中仕切り岸壁新設）
- ◆五葉建設、141億5千万円（ケーソン新設1工区）
- ◆前田建設工業、79億6千万円（重締め切り護岸新設）
- ◆東亜建設工業、18億4千万円（ケーソン2工区）
- ◆東洋建設、9億8千万円（傾斜堤護岸新設）
- ◆大成建設、8億4千万円（汚濁防止膜工事）

本土と沖縄のかけ橋をめざして

中谷防衛相は「早ければ夏にも埋立工事に着手したい」と公言している。そこで問題になるのが、辺野古沖に新基地を建設するためには膨大な埋立土砂が

民間業者から購入する土砂の採取予定場所として県内外15カ所を明記した。山土と海砂は沖縄本島と近海から、岩スリは半分程度が県外から搬入されるとみられる。

土砂の大半を占

防衛省沖縄防衛局が2013年3月に提出した埋立申請書には、辺野古新基地建設で使用する埋立土砂総量は約2062万立方メートル（東京ドーム17個分に当たる）で、構成比は「岩スリ」（岩をくだいたもの）が約1644万立方メートル（79.7%）、「山土」が約360万立方メートル（17.5%）、「海砂」が約58万立方メートル（2.8%）となる。



民間業者から購入する土砂の採取予定場所として県内外15カ所を明記した。山土と海砂は沖縄本島と近海から、岩スリは半分程度が県外から搬入されるとみられる。

2. 県内外15カ所から土砂購入

める岩スリの調達先として、沖縄に加え九州・瀬戸内の7地区13カ所の採石場が記載されている。九州では奄美大島や天草など、瀬戸内では小豆島（香川県）や黒髪島（山口県）など（資料参照）。

辺野古埋立て土砂採取の反対運動に取り組み環境保護団体「環瀬戸内海会議」（岡山県）と「自然と文化を守る奄美会議」（鹿児島県）は、これまで数回にわたり環境省と防衛省に申し入れ行動をしている。

沿岸の埋め立て工事で遠方からこれだけ大量の土砂を調達するのはまさに異例で、両団体は申し入れ書でこんなことを書いている。

「辺野古基地建設のための土砂の奄美群島・瀬戸内海圏域からの採取・搬出は、持ち去られる側にあつては人為では復元不可能な自然破壊・景観破壊、そして所によつては採取地拡大に伴う地域住



辺野古沖の海上に設置された、海底ボーリング調査で使用するスパット台船

民の生命の危険、健康被害をもたらす、持ち込まれる辺野古にあつても埋め立てによる環境破壊・生態系破壊がもたらされることは必定です」

「瀬戸内海は国立公園指定第1号の陸海域であり、奄美群島は国立公園化、自然遺産の登録が視程にあります。まさに世界に誇る豊かな自然を今に残す、かけがえのない地域です。そして自然公園法や瀬戸内海環境保全特別措置法に則り環境保全を義務付けられている地域です。にもかかわらず瀬戸内海の島嶼部や奄美大島、北九州を中心に、採石許可が延々と更新され、これまで土砂採石が年々拡大してきました。今また、この地域から辺野古基地建設のための埋め立て土砂を採取・搬出するとは、にわかに信じ難いことです」

「環瀬戸内海会議」の松本宣崇事務局局長は、沖縄タイムスの取材に「基地建設は軍備増強で沖縄県民の大半が反対していることに加え、（土砂採取元となり）埋める側も、埋められる側も環境破壊につながる。一粒の砂も出してはならない」と強調。

また、「環瀬戸内海会議」と「自

は朝鮮半島有事を想定したものであるが、この地理的制限を名実ともになくし、支援対象も米軍以外に拡大する。法律名も「重要影響事態法」に変わる。

■国際平和共同対処事態 自衛隊を海外に派遣する場合は、期限や具体的な活動内容を定めた特別措置法をその都度つくってきた。今回、恒久法「国際平和支援法」をつくることで、「国際平和共同対処事態」には、特措法をつくらなくても戦闘中の他国軍に後方支援ができるようになる。等々・・・

「国際平和支援法」（戦争に参加し、本来は後方支援法か他国軍支援法とも呼ぶところ）という呼び名も含めて、人を説得するための欺瞞的な言葉が乱れ飛んでいる。地球上の至る所日本の「存立」に影響が及ぶ「非常事態」が起こると想定しているのだが、人類とはそんなに愚かなものなのだろうか！。

日本国憲法第9条の条文には、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際

武力攻撃事態	武力攻撃予兆事態	緊急対処事態	存立事態(協約)	重要影響事態(協約)
日本への武力攻撃が発生し、または明白な危険が切迫している事態	日本への武力攻撃が予測される事態	武力攻撃に際する手段となる行為が発生し、または明白な危険が切迫している事態	日本と密接な関係にある他国が武力攻撃を受け、これによって日本の存立が脅かされるような明白な危険がある	日本の平和と安全に重要な影響を与える事態

日本国憲法第9条の条文には、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際

紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。とある。

しかし、自国の防衛や国際貢献という名目でこの条文は骨抜きにされ、「国際紛争を解決する手段としては」、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、「永久にこれを放棄する。」となつてい

のに、安倍政権は昨年、国際紛争への介入と武力行使を容認する、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をした。

憲法違反は明らかなのに別の法律を作つて正当化する政治手法は、かつて、ドイツの『ワイマール憲法』（1919年、ワイマールで開かれた国民議会が制定されたドイツ共和国憲法。国民主権、男女平等の普通選挙の承認に加えて、新たに所有権の義務性、生存権の保障などを規定し、20世紀の民主主義憲法の典型とされる。）が1933年のナチスの政権掌握によつて「憲法変更の立法」である全権委任法が成立すると、事実上停止状態となつたが、今も昔もかわらないと言つことなのか。

土砂を積み出すための仮設棧橋の建設を計画していたことが8日までに分かった。棧橋は6千トン級の大型船舶の接岸を想定し、事業費は10億円を見込む。同海岸に漁業権を持つとくしま漁業協同組合（元田隆丸組合長）は7日、理事会を開き、棧橋の建設に同意しないことを決めた。」

元田組合長は「施設は容易に撤去できるものでなく、現況復旧が見込めないため同意できない。地域を挙げて世界自然遺産登録への取り組みが進む中、逆行するようなことはすべきでない。大事な資源を子や孫に残したい」と語った。

金に目がくらみ土建会社に土地や土砂を売る人や組織が多く、日本各地で環境破壊が進む今の日本社会の中で、「辺野古への土砂運搬を拒否」「子や子孫に自然を残したい」という話は、とてもすばらしい決意である。



コラムの窓… 誇張とごまかしの安全保障法制与党協議



自民・公明両党は、集団的自衛権の行使を可能にすることを含む、安全保障法制の整備に向けた与党協議を再開し、外国軍隊への後方支援のための新たな恒久法を「国際平和支援法」とする考えを説明した。

協議で出されている内容は、武力行使を伴う、集団的自衛権行使のへ自衛隊の出動要件であるが、昨年7月の安全保障法制の整備についての閣議決定で、従来の憲法解釈を変え、「新3要件」（新3要件は、①我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある②我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない

大阪市を廃止・分割する大阪都構想に反対！

5月17日に、大阪都構想に關する住民投票があります。正確に言つと、特別区設置協定書に關しての賛否を問う住民投票です。この住民投票が可決されれば、2017年4月1日から大阪市はなくなりま

す。今の制度のままでも解決できません。大阪都構想賛成への誘導をはかる住民説明会

橋下大阪市長は、4月14日、26日、1日3回の住民説明会を行ないました。その中身は、入場するの

に金属探知機でチェックがあったり、大阪市民であることを証明する資料の提示をさせられたり物々しい雰囲気です。2時間の説明会のうち事務局の説明30分、橋下市長の説明が何と75分、残り15分で市民の質問3人までです。市民の意見を聞くこと

りません。そして、大阪市のお金のうち、年間220億円の財源と権限が大阪府に移ります。これにより、大阪市民に使われる財源は大幅に減ることは確実です。大阪から吸い上げた財源は、カジノなど市民生活にプラスにならないことに使われることになりま

す。大阪都構想は、政令指定都市の大阪府を解体するので、大阪府の権限がより強まることになりま

す。結局、無駄に680億円もの財源を使つて大阪府を解体するだけ

です。4月28日から、大阪都構想に關する住民投票の期日前投票・不在者投票が始まり、5月17日が住民投票です。私は、大阪市民としてこの住民投票に反対します。大阪市民の皆さん、百害あつて一利なしの大阪都構想、大阪市の廃止・分割に反対の1票を投じま

いう姿勢があるなら、質問時間を大幅に増やすべきです。これでは、説明会ではなく、大阪維新の会のタウンミーティングではないでしょうか。

大阪都構想は、政令指定都市の大阪府を解体するので、大阪府の権限がより強まることになりま

す。結局、無駄に680億円もの財源を使つて大阪府を解体するだけ

です。4月28日から、大阪都構想に關する住民投票の期日前投票・不在者投票が始まり、5月17日が住民投票です。私は、大阪市民としてこの住民投票に反対

します。大阪市民の皆さん、百害あつて一利なしの大阪都構想、大阪市の廃止・分割に反対の1票を投じま

す。大阪市民の皆さん、百害あつて一利なしの大阪都構想、大阪市の廃止・分割に反対の1票を投じま

(河野)

編集後記

今号の編集作業終了間際に、千葉県流山市市会議員選挙に立候補している社民党公認候補の阿部治正氏よりメールで「1486票、26位で当選・」の知らせが届いた。

阿部氏は「ワーカーズ」にもよく投稿してくれているので、詳しい選挙報告は、後日、本人からあ

るだろうが、定数28に対して37人も候補者が立候補し、前回1人立候補の社民党からは2人の立候補、昨年の衆議院選に現職だった市会議員から立候補し、落選。鞍替えから返り咲き立候補で

あり、流山市市議選の投票率も2011年の51.39%から47.15%と下がったうえでの当選だとい

う。かなりの激戦だったのではない

か。とにかく当選おめでとう！と言いたい。

今回の統一地方選では軒並み投票率が最低を記録した。

政策が同じか・にかよつており、オール与党下。選挙カーで名前だけ連呼する選挙運動。新興住宅地域では働く場所と移住区が離れて選挙区が異なることから、課題のギャップの違い。・・・等々。

選挙に対する興味も薄れ、投票率が50%を切る状態は異常ではあるが、低投票率の中、多数をえている政権与党の自民党は、当選をもつて国民の支持とその代表者のように振る舞っているが、例えば、投票率が50%で、そのうちの半分の支持票をえたとしても、全投票資格者の4分の1しか支持がないという

ことで、それは自画自賛ではない。投票に行かない人が50%以上いて(棄権者すべてが反自民・反与党というわけではない)それが毎回増えている事実は、政権への不安や疑問を持っている者が増えていることの証としてみるのが妥当であり、何らかの変化や改革を求める動きが水面下で起こりつつあることは確かだろう。

投票という行為には現れないが、この動きがどう動くのか、訴えかける者の姿勢や方向性が問われるに違いない。

戦争容認の集団的自衛権の行使と財政政策に依存したアベノミクスを推し進める自民党安倍政権か、軍事的な問題解決ではなく、平和的な共助協力による経済的な結びつきと発展を目指した協同社会の実現か、大衆が選択する機会がいずれ訪れるだろう。

原発問題や沖縄基地問題など、自民党政権の政策に対する意義や

反対の声が、少しずつではあるが、出始めてはいるが、大衆的に起こっているとは言えないのが現状だろう。

大衆と結びついた運動をどのように行つていくのか、常に問われていることを肝に銘じて、活動をしていかなければならないが、より多くの人々と交流し、働く者の立場に立つて、活動する議員をより多く生みだすこともその一つではある。

統一地方選も終わり、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)改訂と合意を受け(後先が逆で、アメリカ重視で主体性が問われている)、安保法制の5月15日の閣議決定、5月21日から国会審議による安保法制の見直し、労働法制では「残業代ゼロ法案」や派遣労働の緩和など、政治課題はメジロ押しです。

「ワーカーズ」もこうした政治課題も含めて、積極的に問題提起していきたいと思います。(光)

「ワーカーズ」もこうした政治課題も含めて、積極的に問題提起していきたいと思います。(光)

